

地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲推進指針

(平成16年1月13日制定)

1 基本的な考え方

平成12年4月、機関委任事務制度の廃止等を内容とする「地方分権一括法」の施行により、県・市町村の役割分担の方向性が示され、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、住民に身近な行政は住民に身近な市町村ができるだけ担い、地域の実情に応じて総合的かつきめ細かな施策を展開することが強く求められている。

また、平成17年3月の「市町村の合併の特例に関する法律」の期限を見据えて県内市町村が急速に合併の動きを進めている動向から判断すると、市町村合併の推進施策とともに、更なる市町村への権限移譲を着実に進め、基礎自治体としての市町村の行政体制の整備を強力に推進する必要がある。

このため、従来の移譲方法である県が市町村で処理することが望ましいと判断した事務について、移譲先となる市町村を選定し個別に協議を行う個別移譲方式を、市町村の意向を尊重しながら、市町村の行政体制の整備状況に応じた事務権限を包括的に移譲する方式に改め、合併により規模が拡大する市町村が住民に身近な事務事業を展開できる『新しいまちづくり』を支援する。

2 権限移譲の方法

権限移譲事務の包括化と市町村の自主的な判断による選択方式

(1) 権限移譲事務の包括化

県は、権限の移譲を受けた市町村が、移譲の効果を最大限発揮できるよう、行政サービスを一貫して行える(移譲を受け入れやすい)形で、例えば許認可から検査、指導監督まで、関連する事務を包括的にとりまとめる。

また、包括化した権限移譲事務を分かりやすくするため、福祉や建築といった行政分野に基づく仕分けを行う。

(2) 市町村の自主的な判断による選択

市町村は、自主的な判断で各行政分野の中から移譲を希望する事務を選択する。

包括化した移譲事務とその仕分けの具体的内容については資料1を参照のこと。

移譲事務は、県において包括化したものを一つの単位として取扱う。

3 実施

(1) 市町村からの申出による移譲

県は、移譲が可能な事務を市町村に提示する。

市町村は、この中から希望する移譲事務と希望する移譲時期を、県行政システム改革課に申出る。

標準的に必要な日程については、資料2を参照のこと。

(2) 移譲可能事務の追加・拡充

定期的に市町村から権限移譲の提案を募るなど、市町村からの声を第一に考えながら、移譲が可能な事務事業を取りまとめ包括化していく。

(3) 推進期間

平成16年度からの3カ年を推進期間とする。

4 市町村支援策

(1) 財政的支援

市町村に直接手数料が入るもの、地方交付税が交付されるもの、処理件数が微小なもの等を除き、権限移譲事務交付金を交付する。

(2) 人的支援

移譲事務の円滑な移行、適切な事務執行の定着を図るため、当該業務に精通し専門的な知識を有する職員の移譲先市町村への派遣などの検討を進めていく。

(3) その他

県は、移譲する事務について、必要に応じて説明会の開催・事務処理マニュアルの作成等、適切な事務引継ぎに努める。